

6 自然再生・循環社会対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年6月23日

Q．村岡委員

- 1 神川町でイノシシの人身被害があり、現在も入院している人がいる。神川町では支援策を検討するという話も聞く。この事案については知っているか。ほかにこのような人身被害はあったか。
- 2 在来種を含め生物多様性の実態について把握しているのか。生物多様性保全活動登録団体はどのような団体で、どのような活動をしているのか。
- 3 PCB廃棄物については、国による特別措置法の改正があったが、これに伴い県では処理計画について変更を行ったのか。
- 4 県のホームページを見るとトランス等については台数で、廃油等についてはキログラムで表示しているが、総量を統一して表示することはできないのか。また、PCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物の割合はどのくらいか。処分先はどこなのか。

A．みどり自然課長

- 1 被害の報告は受けている。平成27年度の人身被害はこの1件だけである。県ではイノシシの被害を防ぐため県民に対する注意喚起を行っている。
- 2 希少な野生動植物種などの調査によりレッドデータブックを発行し、県内に希少な動植物が生息・生育していることの周知を図っている。県としては希少動植物種などが絶滅しないように保全に努めている。147の登録団体の内訳は、NPO、学校、環境団体などであり、情報交換会などにより情報共有を行っている。例えば、元荒川に生息する希少なムサシトミヨについては、保全団体の活動により保護されている。

A．産業廃棄物指導課長

- 3 特別措置法は5月に改正され、7月中に国のPCB廃棄物処理基本計画も改正される予定である。これに併せて、埼玉県の処理計画についても、8月以降の改正を予定している。
- 4 県ホームページにおいては、トランスやコンデンサの処分量については台数で表示し、ウエス等についてはキログラムで表示している。PCB含有量の関係もあり統一することは難しいが、分かりやすくなるように検討したい。

高濃度PCB廃棄物については、銘版が分からないと高濃度かどうか判明しないが、県内のPCB廃棄物25万台のうち、約17万台が高濃度PCB廃棄物と推定している。高濃度PCB廃棄物の処分先は、全国で中間貯蔵・環境安全事業株式会社の1社であり、県のトランス等は東京事業所で処分され、安定器は北海道事業所で平成29年度以降に処分される。

Q．村岡委員

- 1 犯罪被害者には国家補償制度があるが、イノシシ等の被害には何の補償もない。神川町では入院している方に何らかの支援策を検討していると聞いた。今後もこのようなイノシシの被害は起こりうる。県としてはどのように取り組むのか。
- 2 県として生物多様性保全活動登録団体をどのように支援していくのか。
- 3 8月以降に国による処理基本計画の改正があるとのことだが、平成39年3月という処理期限に変更はあるのか。
- 4 中間貯蔵・環境安全事業(株)東京事業所ではトランスを処理するということが、平

成26年度に水熱酸化分解施設が止まるトラブルが起きている。埼玉県ではこのときにどのような対応を取ってきたのか。平成39年3月という処理期限はこうしたトラブルを考慮して決められているのか。

A．みどり自然課長

- 1 このような被害を少なくするため有害鳥獣捕獲に取り組んでいる。
- 2 登録団体のネットワーク化により情報交換を図っている。専門的な知識を必要とする登録団体には専門家の派遣制度を設けている。また、野生生物の調査に参加していただくことで具体的なノウハウを身に付けてもらうなど、スキルアップを後押ししている。

A．産業廃棄物指導課長

- 3 平成39年3月という処理期限は変わらないと考えている。残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約では、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの処分が定められており、国としては平成39年という処理期限を変えられないと考えている。
- 4 東京事業所での処分は、東京都分を先行しており、埼玉県分は平成27年度から本格的に処分が始まった。そのため、対応状況は把握していない。
プラントなのでトラブルがあることを考慮されて期限を決めていると考えている。

Q．村岡委員

- 1 野生動植物が生育する場所は農林部や県土整備部が管理していて、生物多様性について積極的ではなく、希少な植物などが除去されてしまう。他部局との定期的な会議等はある

のか。

- 2 4月の国会答弁で参考人が「平成35年の処理期限までに処理が終わらない場合には、産業廃棄物として排出事業者の責任になる」という発言をされていたが、どうなのか。県としての責任を県ではどのように考えているのか。

A．みどり自然課長

- 1 定期的には行ってはいないが、個々の案件について、他部局に対しては配慮を要請している。今後とも、野生生物の保全に努めたい。

A．産業廃棄物指導課長

- 2 平成35年度までというのは、高濃度PCB廃棄物の計画的処理期限である。中間貯蔵・環境安全事業(株)東京事業所は、地元住民の方々の協力により稼働されており、処理期限までに何としても処理を終えなければならない。埼玉県では、未届出、未登録の事業所に対して今後立ち入りを強化するとともに周知をしていきたい。